令和6年7月11日 告示第166号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における脱炭素を推進するため、屋根置き自家消費型の太陽光発電設備等を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和4年3月30日環政計発第2203301号)及び南相馬市補助金等の交付等に関する規則(平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民 住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) に基づき、市が備える住民基本台 帳に記録されている者をいう。
 - (2) 市内事業者 市内に事業所等を有する民間事業者をいう。
 - (3) PPA方式 エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再生可能エネルギー発電 設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約 形態をいう。

(補助対象者等)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。
 - (1) 市民
 - (2) 市内事業者
 - (3) 前2号に掲げる者に対して、PPA方式により電気を供給する事業者(以下「PPA事業者」という。)又はリース契約により太陽光発電設備を提供するリース事業者(以下「リース事業者」という。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。
 - (1) 南相馬市税等を滞納している者
 - (2) 南相馬市暴力団排除条例 (平成24年南相馬市条例第23号) 第2条第1号に掲げる 暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等(法人が 申請者の場合は使用者も含む。)
 - (3) 市民又は市内事業者については、過去に自己所有のため、同一の補助対象機器に係る市の補助金の交付を受けている者

(対象経費、交付対象者、交付対象要件及び補助金額)

- 第4条 対象経費、交付対象者、交付対象要件及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (補助金の交付申請)
- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、屋根置き太

陽光発電等導入拡大事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、 市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 暴力団員等でない旨の誓約書(様式第4号)
- (4) 設置予定の建物位置図
- (5) 見積書の写し及び設置機器のカタログ等の写し
- (6) 設備容量等が分かる書類
- (7) 住宅設置の場合は、住民本人を確認できる書類の写し
- (8) 事業所等設置の場合は、法人は商業・法人登記に係る現在事項(又は履歴事項)証明書の写し、個人事業者は市内に事業所を有することが分かる書類
- (9) PPA方式(又はリース契約)の場合は、PPA事業者(又はリース事業者)の商業・ 法人登記に係る現在事項(又は履歴事項)証明書の写し
- (10) 市税の完納証明書(市税等の滞納がない証明書)
- (11) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 規則第5条の規定に基づき交付の決定をするときは、屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(計画変更の承認申請)

第7条 補助申請者は、補助金交付申請書の内容を変更するとき又は中止するときは、速やかに、屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金変更・中止承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金変更等の決定)

第8条 前条の変更の承認申請があったときは、補助金交付の申請と同様の手続きを経て、変更等の決定を、屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金変更・中止決定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた補助申請者が提出した書類に偽りその他不正が あったと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付した金額の返還を命ずるこ とができる。

(実績報告)

- 第10条 第6条に規定する交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業が完了したときは、屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金実績報告書(様式第8号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 収支精算書(様式第9号)
 - (2) 領収書の写し及び契約書の写し
 - (3) 機器設置前及び設置後の写真
 - (4) 設置機器の保証書の写し

- (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する実績報告書は、事業完了の日から起算して1か月以内又は交付決定の日 が属する年度の2月28日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金交付の請求)

第11条 補助事業者は、前条に規定する実績報告書に併せて屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の規定による確定通知は、屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金確定通知書(様式第11号)によるものとする。

(使用状況等の調査協力)

第13条 市長は、補助事業者に対し、補助対象機器の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

(手続代行)

第14条 補助申請者及び補助事業者は、第5条、第7条、第10条及び第11条の手続き について、補助対象機器を販売する者に対して依頼することができる。

(財産処分の管理及び処分)

- 第15条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(破棄を含む)を行ってはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を経過した場合は、この限りでない。
- 3 補助事業者は、前項に規定する市長の承認を受けようとするときは、屋根置き太陽光発 電等導入拡大事業補助金財産処分等承認申請書(様式第12号)を市長に提出しなければ ならない。
- 4 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続きについては、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。)に準じて財産処分の適否を決定し、その結果を屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金財産処分等(承認・不承認)通知書(様式第13号)により当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、財産処分納付金を納付させることを決定したときは、当該納付金の額を併せて通知するものとする。(証拠書類の整備等)
- 第16条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、当該保存期間によっては取得財産等について第15条第2項ただし書に規定する期間を経過しない場合は、当該期間を経過するまで関係書類等を保存しなければならない。

2 前項の規定により保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録による保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされ た手続、その他の行為については、手続、その他の行為の完了の日まで、なおその効力を 有する。

別表 (第4条関係)

太陽光発電設備

対象経費	太陽光発電設備(太陽光モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、
	パワーコンディショナー、交流側開閉器及びその他付随する設備)
	に係る設備費及び設置工事費。ただし、太陽光発電設備等の電力変
	換装置(パワーコンディショナー)が、蓄電システムの電力変換装
	置と一体型(ハイブリッド)の蓄電システムの場合は、ハイブリッ
	ド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分(蓄電池
	システムに含まれる太陽光発電設備等の電力変換装置) に係る経費
	分を、太陽光発電設備に含み計上すること。
交付対象者	市民、市内事業者、PPA事業者、リース事業者
交付対象要件	(1) 当該太陽光発電設備が、市民自らが居住又は居住を予定す
	る住宅、又は市内事業者が所有し、かつ、自らの事業所等とし
	て使用している建物に設置されること。
	(2) 市内の建物の屋根又は屋上に設置されるものであること。
	(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に
	関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ
	特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」
	という。)の認定又はFIP(Feed in Premiu
	m)制度の認定を取得しないこと。
	(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第
	5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであるこ
	と。
	(5) 当該太陽光発電設備で発電して消費する電力量を、当該再
	エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合(家庭用:30%、
	業務用:50%)以上とすること。
	(6) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽

光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して実施すること(ただし、専らFITの認定を受けた者に対する規定を除く。)。

- (7) 地域脱炭素脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日付け環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。)別紙2の2ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。
- (8) 太陽光発電設備の発電電力等の計測機能を備えること。
- (9) 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。

(10) PPA方式の場合

PPA事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分が市民又は市内事業者から支払われるサービス料金から控除されるものであること。

サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

(11) リース契約の場合

リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金相当 分が市民又は市内事業者から支払われるリース料金から控除さ れるものであること。

リース料金から補助金額相当額が控除されていること及び本 事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで 継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備 すること。

また、リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

(12) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により 取得した温室効果ガス排出削減効果についてJークレジット制度 への登録を行わないこと。

補助金額

- (1) 家庭用(PPA方式・リース契約の場合を含む)1kWあたり7万円に太陽電池出力値を乗じて得た額。交付上限額は70万円(太陽電池出力10kWまで)とする。
- (2) 事業所等(PPA方式・リース契約の場合を含む) 1kWあたり5万円に太陽電池出力値を乗じて得た額。 交付上限額は250万円(太陽電池出力50kWまで)とす

る。

(3) 太陽電池出力は、太陽電池モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の数値(小数点以下を切捨て)とし、補助金額は当該数値に補助単価を乗算して算出する。

蓄電池設備

対象経費

蓄電池設備(蓄電池、パワーコンディショナーなどの電力変換装置 を備えたシステムとして構成されるもの)に係る設備費及び設置工 事費。

ただし、太陽光発電設備等の電力変換装置(パワーコンディショナー)が、蓄電システムの電力変換装置と一体型(ハイブリッド)の 蓄電システムの場合は、ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外 の電力変換に寄与する部分(蓄電池システムに含まれる太陽光発電 設備等の電力変換装置)に係る経費分を控除すること。

交付対象者

市民、市内事業者、PPA事業者、リース事業者

交付対象要件

- (1) 当該補助金により導入した太陽光発電設備の附帯設備であること。
- (2) 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- (3) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- (4) 下記の価格以下の蓄電システムであること。
 - ア 家庭用(4,800Ah・セル相当のkWh未満のもの) 14.1万円/kWh(工事費込み・税抜き)
 - イ 業務用(4,800Ah・セル相当のkWh以上のもの) 16.0万円/kWh(工事費込み・税抜き)
- (5) 家庭用蓄電池(4,800Ah・セル相当のkWh未満のもの)は、国実施要領別紙2の2ア(イ)で定める蓄電池パッケージ、性能表示基準、蓄電池部安全基準、蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)、震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)、保証期間を全て満たすこと。
- (6) 業務用蓄電池(4,800Ah・セル相当のkWh以上のもの)は、相馬地方広域市町村圏組合火災予防条例(昭和47年相広圏条例第2号)で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。
- (7) 国実施要領別紙2の2ア(イ)に定める交付要件を満たす こと。

6/7

(8) PPA方式の場合

PPA事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分が市民又は市内事業者から支払われるサービス料金から控除されるものであること。

サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

(9) リース契約の場合

リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金相当 分が市民又は市内事業者から支払われるリース料金から控除さ れるものであること。

リース料金から補助金額相当額が控除されていること及び本 事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで 継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備 すること。

また、リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

(10) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により 取得した温室効果ガス排出削減効果についてJークレジット制度 への登録を行わないこと。

補助金額

- (1) 家庭用(PPA方式・リース契約の場合を含む) 蓄電池の価格(円/kWh)の1/3以内 交付上限額は47万円(蓄電容量10kWhまで)とする。
- (2) 事業所等(PPA方式・リース契約の場合を含む) 蓄電池の価格(円/kWh)の1/3以内 交付上限額は160万円(蓄電容量30kWhまで)とする。
- (3) 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。